

令和8年2月17日

訪問介護事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

令和8年度の「特定事業所加算」の届出における留意点について

訪問介護の「特定事業所加算」については、老企第36号国通知のとおり、前年度実績を基に翌年度の要件が決定される場合もあることから、必要に応じて届出等を行うこととなります。

については、既に特定事業所加算を算定している事業所及び令和8年4月1日から新たに算定しようとする事業所は、下記事項に留意の上、必要に応じて届出を行ってください。（確認の結果、加算内容に変更がない場合は届出不要です。）

記

1 「訪問介護員等要件」について

(1) 「1月当たりの実績の平均」は、「前年度（3月を除く）実績」又は「届出日の属する月の前3月の実績（以下、「直近3月の実績」という。）」のいずれかで算出し、当該「1月当たりの実績の平均」が所定の割合を満たす場合は、「訪問介護員等要件」を満たすものであること。

なお、「前年度（3月を除く）実績」とは、令和7年4月1日から令和8年2月末日までの間（11ヶ月間）における実績をいうものであること。

(2) 「前年度（3月を除く）実績」により割合を算出できる事業所は、当該訪問介護事業所の事業実施（予定）期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（12ヶ月間）において、6月以上ある事業所のみであること。

したがって、事業実施（予定）期間が6月未満の事業所については、「直近3月の実績」により割合を算出すること。

2 「重度要介護者等対応要件」について

(1) 「1月当たりの実績の平均」は、「前年度（3月を除く）実績」又は「直近3月の実績」のいずれかで算出することとし、算出する際の単位は、「利用実人員」又は「訪問回数」のいずれかとすること。

なお、「前年度（3月を除く）実績」とは、令和7年4月1日から令和8年2月末日までの間（11ヶ月間）における実績をいうものであること。

(2) 「前年度（3月を除く）実績」により割合を算出する場合は、当該訪問介護事業所の事業実施（予定）期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（12ヶ月間）において、6月以上ある場合のみ可能であること。

したがって、事業実施（予定）期間が6月未満の事業所は、「直近3月の実績」により割合を算出すること。

3 体制等届出書の提出の有無について

(1) 既に特定事業所加算を算定している事業所

ア 区分を変更せず令和8年度も継続して算定する場合は、提出は**不要**であること。

イ 令和8年度から特定事業所加算の区分を変更し、かつ、加算の単位数が増える場合（例：特定事業所加算Ⅱ（10%）→Ⅰ（20%））は令和8年3月15日までに体制等届出書を県に提出すること。

ウ 令和8年度から特定事業所加算の区分を変更し、かつ、加算の単位数が増えない場合（例：特定事業所加算Ⅱ（10%）→Ⅲ（10%））及び特定事業所加算を算定しない場合は、速やかに体制等届出書を県に提出すること。

(2) 新たに令和8年4月1日から特定事業所加算を算定する事業所（Ⅰ～Ⅳを算定している事業所で、Ⅴの算定を開始する場合を含む）

令和8年3月15日までに体制等届出書を県に提出すること。

4 その他

体制等届出書の様式については、県ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。上記のほか、特定事業所加算の算定要件等については、報酬告示等で確認し、体制届に添付する別紙9等を参考にしてください。

介護給付費算定に係る体制等届出書について（新潟県ホームページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1356829950165.html>

【担当】新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課 介護サービス係 電話(直通) 025-280-5193